

飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第25号

飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年飯塚市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前項の全労働日の8割以上の出勤日数を算定する場合において、次に掲げる休暇については、出勤したものとみなす。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条で定める休暇を取得した日(同条第2項第5号に規定する休暇を除く。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 前項の全労働日の8割以上の出勤日数を算定する場合において、次に掲げる休暇については、出勤したものとみなす。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次条で定める休暇を取得した日(同条第2項第11号に規定する休暇を除く。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定めら</u></p>

が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7日の範囲内の期間

(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(6) 会計年度任用職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場

れている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)が、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 5日(当該通院等が体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)

イ パートタイム会計年度任用職員 4日(当該通院等が体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあつては、8日)

(4) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(5) 会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(6) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)又は子(妻の子を含む。)若しくは子の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻又は子(妻の子を含む。)若しくは子の妻が出産するため病院に入院する

合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 5日の範囲内の期間(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ パートタイム会計年度任用職員 4日の範囲内の期間(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(8) フルタイム会計年度任用職員(4月1日から7月1日までの間に任用された職員で、かつ、7月1日までの間に任用期間が終了する職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持及び増進

等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間で、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 3日

イ パートタイム会計年度任用職員 2日

(7) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 5日

イ パートタイム会計年度任用職員 4日

(8) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)内で5日を超えない範囲内の期間

(9) パートタイム会計年度任用職員(一の会計年度における任用期間(当該年度において再度の任用がされたときは、当該年度におけるこれまでの任用期間を合算した期間)が6月以上、かつ、月の勤務日数が17日以上)の職員に限る。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)内で3日(一の年の7月から9月までの期間内における任用期間に応じて、60日以上の場合は3日、40日以上60日未満の場合は2日、20日以上40日未満の場合は1日、20日未満の場合は0日)を超えない範囲内の期間

(10) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている

(9) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7日の範囲内の期間

(10) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用

会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)が、不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 5日(当該通院等が体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)

イ パートタイム会計年度任用職員 4日(当該通院等が体外受精等の不妊治療に係るものである場合にあつては、8日)

(11) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(12) 会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(11) 会計年度任用職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(12) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

(13) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)又は子(妻の子を含む。)若しくは子の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員の妻又は子(妻の子を含む。)若しくは子の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間で、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 3日

イ パートタイム会計年度任用職員 2日

(14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これら

ア フルタイム会計年度任用職員 5日の範囲内の期間(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ パートタイム会計年度任用職員 4日の範囲内の期間(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

(13) フルタイム会計年度任用職員(4月1日から7月1日までの間に任用された職員で、かつ、7月1日までの間に任用期間が終了する職員を除く。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあつては、一の年の6月から10月までの期間)内で5日を超えない範囲内の期間

(14) パートタイム会計年度任用職員(一の会計年度における任用期間(当該年度において再度の任用がされたときは、当該年度におけるこれまでの任用期間を合算した期間)が6月以上、かつ、月の勤務日数が17日以上)の職員に限る。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務し

の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれに定める日数の範囲内の期間

ア フルタイム会計年度任用職員 5日

イ パートタイム会計年度任用職員 4日

(15) 会計年度任用職員が負傷又は疾病(次項第4号の場合を除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第5号の場合を除く。) 1年間の所定勤務日数に応じ別表第3の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

(16) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(17) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、

ないことが相当であると認められるとき 一の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)内で3日(一の年の7月から9月までの期間内における任用期間に応じて、60日以上の場合は3日、40日以上60日未満の場合は2日、20日以上40日未満の場合は1日、20日未満の場合は0日)を超えない範囲内の期間

(15) 会計年度任用職員が負傷又は疾病(次項第9号の場合を除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第10号の場合を除く。) 1年間の所定勤務日数に応じ別表第3の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

その子の看護等(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、
疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受け
させることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和
33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに
準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話を行う
こと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒
園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすること
をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる
とき 5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場
合にあっては、10日)の範囲内の期間(パートタイム会計年度任
用職員にあっては4日(中学校就学の始期に達するまでの子が2
人以上の場合にあっては、8日)の範囲内の期間)

ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子ども
に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的
保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の
規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に
準ずるもの

(18) 中学校就学の始期に達するまでの孫を養育する会計年度任用職員(同居せず監護していない孫をやむを得ない事由等により一時的に養育する会計年度任用職員を含む。)が、その孫に係る看護(前号に準じて行うその孫の世話をいう。)、行事参加(前号に準じて行うその孫の行事参加をいう。)、学級閉鎖への対応(前号に準じて行うその孫への対応をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア フルタイム会計年度任用職員 5日の範囲内の期間

イ パートタイム会計年度任用職員 4日の範囲内の期間

(19) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)が、要介護者(職員勤務時間条例第15条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の介護や通院の付添い等の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父

母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員(次のいずれにも該当する者に限る。)が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 介護を必要とする一の継続する状態にある場合において連続する93日(当該状態となった日前において当該会計年度任用職員が当該要介護者についてこの休暇を使用したことがある場合は、93日からその使用の状況を考慮してその日数を差し引いた日数)の範囲内の期間(取得単位は1日又は1時間。時間単位で取得する場合、1日につき4時間の範囲内)

ア 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間においてはじめて介護休暇を使用する日から起算して93日を経過する日を超えて任命権者を同じくする職に引き続き在職することが見込まれる者(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び職に引き続き採用されないことが明らか

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

である者を除く。)

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上である者

- (2) 会計年度任用職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (3) 生理日の就業が著しく困難である場合 2日の範囲内で必要と認められる期間

(2) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

(3) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせることに伴うその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合

(4) 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

にあつては、10日)の範囲内の期間(パートタイム会計年度任用職員にあつては4日(中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、8日)の範囲内の期間)

ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(4) 中学校就学の始期に達するまでの孫を養育する会計年度任用職員(同居せず監護していない孫をやむを得ない事由等により一時的に養育する会計年度任用職員を含む。)が、その孫に係る看護(前号に準じて行うその孫の世話をいう。)、行事参加(前号に準じて行うその孫の行事参加をいう。)、学級閉鎖への対応(前号に準じて行うその孫への対応をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合

ア フルタイム会計年度任用職員 5日の範囲内の期間

イ パートタイム会計年度任用職員 4日の範囲内の期間

(5) 会計年度任用職員が負傷又は疾病(前号の場合を除く。)のため療養する必要があり、前項第15号に掲げる期間を超えて勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(5) 生理日の就業が著しく困難である場合 2日の範囲内で必要と認められる期間

(6) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)が、要介護者(職員勤務時間条例第15条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)の介護や通院の付添い等の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(7) 会計年度任用職員(次のいずれにも該当する者に限る。)が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 介護を必要とする一の継続する状態にある場合において連続する93日(当該状態となった日前において当該会計年度任用職員が当該要介護者についてこの休暇を使用したことがある場合は、93日からその使用の状況を考慮してその日数を差し引いた日数)の範囲内の期間(取得単位は1日又は1時間。時間単位で取得する場合、1日につき4時間の範囲内)

ア 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間においてはじめて介護休暇を使用する日から起算して93日を経過する日を超えて任命権者を同じくする職に引き続き在職することが見込まれる者(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないこと及び職に引き続き採用されないことが明らかである者を除く。)

イ 1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合で1年間の勤務日が121日以上である者

(8) 会計年度任用職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

(9) 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(10) 会計年度任用職員が負傷又は疾病(前号の場合を除く。)

のため療養する必要がある、前項第15号に掲げる期間を超えて
勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認
められる期間

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。